eLTAX(エルタックス)

法人の県民税・事業税・特別税の電子申告等にご利用ください!

eLTAX とは

地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、インターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

eLTAX でできること

電子申告		法人県民税・法人事業税・特別税、法人市町民税、固定資産税(償却
		資産)、個人住民税 (給与支払報告書等や特別徴収関連手続)、個人住
		民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)、事業所税
電子申請・届出		法人設立・異動届出、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出、事業
		所等新設・廃止申告 など
電	地方税共通納税システム	(電子申告データと連動して納付する税目)
子		法人県民税・法人事業税・特別税、法人市町民税、事業所税、個人
納		住民税(退職所得に係る納入申告)、個人住民税(利子割、配当割、
税		株式等譲渡所得割)
		(納付金額を直接入力し納付する税目)
		個人住民税(特別徴収分)、法人市町民税及び法人県民税・法人事
		業税・特別税の見込納付・みなし納付
	地方税お支払いサイト	固定資産税、都市計画税、自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)

[※]令和5年10月以後、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税及び宿泊税についても電子申告・電子納付が可能となる予定です。

eLTAX 申告の義務化

令和2年4月1日以後開始事業年度から

次の法人が行う法人住民税・事業税等の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。 資本金が1億円超の法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

令和3年1月提出分から

eLTAX または光ディスク等による給与支払報告書または公的年金等支払報告書の提出義務基準が、引き下げられました。

前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数 1,000 枚以上(改正前) → 100 枚以上(改正後)

◇利用方法等の詳しい情報は、eLTAX ホームページをご覧ください。

https://www.eltax.lta.go.jp/

◇電話によるお問い合わせ

eLTAX ヘルプデスク 電話番号: 0570-081459

上記電話番号でつながらない場合 電話番号:03-5521-0019

ヘルプデスク受付時間:9時~17時(土日祝日、年末年始を除く)